

令和8年9月24日
国土交通省関東地方整備局
千葉国道事務所

災害対策基本法に基づいた道路啓開作業が完了しました

～立ち往生車両等を移動し、緊急通行車両の通行を確保しました～

千葉国道事務所管内において災害対策基本法に基づいた道路啓開作業が完了し、緊急通行車両の通行が確保できたことから、本日6時00分に区間指定を廃止しました。

災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づき、令和8年9月21日（月）22時20分に下記の区間を指定しましたが、全ての道路啓開作業が完了し、緊急通行車両の通行が確保できたことから、本日6時00分に災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づく区間指定を廃止しました。

- 1、路線名：国道6号
指定する区間：東京都境～茨城県境
- 2、路線名：国道14号
指定する区間：千葉市花見川区～千葉市中央区
- 3、路線名：国道16号
指定する区間：埼玉県境～富津市
- 4、路線名：国道51号
指定する区間：千葉市中央区～茨城県境
- 5、路線名：国道127号
指定する区間：館山市～木更津市
- 6、路線名：国道357号
指定する区間：千葉市中央区～東京都境
- 7、路線名：国道409号
指定する区間：木更津市～袖ヶ浦市

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 千葉県政記者会 千葉市政記者会

<問い合わせ先>

関東地方整備局 千葉国道事務所

電話：043-287-0311（代表） メールアドレス：ktr-chiba-koho@mlit.go.jp

副所長 宮沢（みやざわ）（内線：205）

管理第二課長 黒崎（くろさき）（内線：441）

道路指定廃止区間

